

令和7年度 Nara for Culture 企画・運營業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

1. 本説明書は、令和7年度 Nara for Culture 企画・運營業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。
2. 委託業務の概要
 - (1) 業務名
令和7年度 Nara for Culture 企画・運營業務
 - (2) 業務内容
別紙「令和7年度 Nara for Culture 企画・運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。
 - (3) 委託上限額
34,780千円（消費税及び地方消費税込み）を限度とします。
 - (4) 委託期間
契約締結の日から令和7年12月31日（水）まで。
 - (5) 担当部局
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁4階）
ミュージックフェストなら実行委員会（奈良県地域創造部文化振興課内）
TEL 0742-27-8917（直通）
メール musik@naraken.com
3. 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
 - (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
 - (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
 - (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - (8) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
 - (9) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
 - (10) 上記（7）及び（8）並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益とな

る活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。

- (11) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (12) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (13) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (14) 同種又は類似の業務を2019年4月1日以降に受託し、履行した実績を有すること。
 - ・同種業務：地方公共団体等が主催する芸術文化に関するイベントの開催業務
 - ・類似業務：地方公共団体等が主催する芸術文化以外に関するイベントの開催業務※共同企業体（JV）による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
 - a) 共同企業体の全ての構成企業が上記(1)から(12)の条件を満たしていること。
 - b) 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記(13)及び(14)の条件を満たしていること。

4. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書及び添付資料（以下、「企画提案書等」という。）を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があつたとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかつたとき。
- (6) その他、不正な行為があつたとき。

5. 公募日程

令和6年12月23日(月)	質問受付期限
令和6年12月25日(水) (予定)	質問回答
令和7年1月10日(金)	参加申込書類提出期限
令和7年1月15日(水)	企画提案書等提出期限
令和7年1月21日(火) (予定)	プレゼンテーションの実施
令和7年1月22日(水) (予定)	業者決定通知

6. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、事前に参加申込書類を提出し、参加資格の通知を受け、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

- (1) 参加申込書の提出について

○提出期限

令和7年1月10日(金) 午後5時まで【必着】

○提出先

2(5) 担当部局に同じ

○提出方法

持参、郵送または電子メール提出。郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること。

※持参の場合、土日祝及び12月30日（月）から1月3日（金）までを除いた平日に持参すること。

※郵送は、書留郵便またはレターパックに限り、封筒に「令和7年度 Nara for Culture 企画・運営業務委託公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きしてください。

○提出書類

以下の書類各1部

① 参加意向申出書【様式1-1】

② 事業者概要書【様式1-2】（会社概要などがあれば添付すること。）

③ 類似業務受注実績【様式1-3】

※類似業務：地方公共団体等が主催するイベントに関する広報業務。

※2019年4月1日以降に受託し、履行した実績（最大3件）とし、類似業務の受注実績がない場合も提出すること。

④ 誓約書【様式1-4】

○その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに2（5）に記載する担当部局に連絡するとともに、辞退届【様式3】を提出すること。

（2）企画提案書の提出について

○提出期間

令和7年1月15日（水）午後5時まで【必着】

○提出先

2（6）担当部局に同じ

○提出方法

持参又は郵送。

別途、PDFデータ（提案者名を記載していないもの）についても2（6）に示す事務局宛に電子メールで提出すること。

※持参の場合、土日祝及び12月30日（月）から1月3日（金）までを除いた平日に持参すること。

※郵送の場合は書留郵便またはレターパックに限り、封筒に「令和7年度 Nara for Culture 企画・運営業務委託企画提案書在中」と朱書きしてください。

また、郵送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

○提出書類

企画提案書 10部

※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載（個人名、具体的な社名やロゴマーク等）は行わないこと。ただし、1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。なお、A3用紙を片面印刷で使用し、10枚以内とする。

○企画提案書には次のことを記載すること。なお、令和7年度 Nara for Culture ムジークフェストなら事業計画 (<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>) の内容を理解したうえで作成すること。

① 実施方針について

・令和7年度 Nara for Culture の趣旨や目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。

② 企画について

1) ユニークベニユー公演関係

・大安寺で実施する公演の企画（令和7年5月18日（日）予定）について、その企

画内容（出演者、演奏スケジュール等）を簡潔に記載すること。

- ・ 室生山上公園で実施の公演の企画（令和7年5月24日（土）予定）について、その企画内容（出演者、演奏スケジュール等）を簡潔に記載すること。
- ・ 澤田酒造 酒造ロマン館で実施する公演の企画（令和7年5月25日（土）予定）について、その企画内容（出演者、演奏スケジュール等）を簡潔に記載すること。

2) まちかどコンサート関係

- ・ 会場候補地、出演者等を簡潔に記載すること。

③ 運営について

1) 実施体制図

- ・ 業務を受託するにあたっての管理運営・事業実施体制を記載すること。また、配属するスタッフについて、同種の業務の経験年数についても記載すること。
- ・ 業務を推進するにあたって、甲・乙・丙・丁が連携するための手法について記載すること。

2) 実施スケジュール

- ・ 開催期間に対応できる電話受付窓口の設置や、直感的に公演情報などを検索しやすい公式 Web サイトデザイン、ボランティアの募集や割り当て等について具体的、実現性のある手法を提案し、業務実施に必要なスケジュールを記載すること。

3) 室生山上公園公演の展開イメージ

- ・ 屋外でのコンサートとなるため、突然の降雨を想定した舞台及び控室の設営並びに、観覧エリア及び一般来園者の動線管理について記載すること。

4) あおぞら吹奏楽での音楽ステージと、飲食店舗の展開イメージ

- ・ 来場手段の確保や、飲食出店により公演観覧の快適性が損なわれないような運用手法について記載すること。特に、キッチンカー出店に伴うゴミの散乱などについて、近隣住民からクレームがでないような対応策について記載すること。

5) 演奏家への練習場所の提供の展開イメージ

- ・ 施設利用を希望する者にとって、理解しやすい申込受付フォームの展開イメージを示すこと。
- ・ クーポン利用申込の受付から、利用施設への支払い業務までの一連の業務について、乙・施設利用者・対象施設のやり取りの一連の業務フローについて、効率的に実施する手法について記載すること。

④ 見積書（任意様式）

- ・ 本業務の履行期間において要する経費の内訳を明記した見積書を作成すると。なお、作成にあたっては可能な限り企画・運営の必要項目の内訳ごとに単価×数量で算出し、金額の根拠を明確にすること。

○その他

採択された提案は、契約の相手方を選定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて甲等との協議のもと、業務にあたるものとする。

7. 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

受付期間：令和6年12月13日（金）から同年12月23日（月）正午まで
質問方法：質問は、質問票（様式2）に質問事項を記載の上、電子メールにて送付すること。電話など口頭による質問は受け付けない。

※電話にて送付した旨を連絡すること。

（2）質問への回答

回答日時：令和6年12月25日（水）（予定）

回答方法：奈良県地域創造部文化振興課ホームページに掲載

・HPアドレス：<https://www.pref.nara.jp/1642.htm>

※質問者への個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

8. 契約相手方の選定

（1）企画提案書の評価

- ① 企画提案書等は「令和7年度 Nara for Culture 企画・運営業務受託者選定審査会（以下「選定審査会」という。）」において審査を行い、各選定審査会委員の評価の合計点を集計したものを提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上のうえ、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。

※総得点が同点であった場合の措置について

- 1) 当該同点者の順位は、合計点で1位の評価をした選定審査会委員の人数により決定する。
 - 2) 1) が同数の場合は、選定審査会会長の合計点により当該同点者の順位を決定する。
 - 3) 2) が同数の場合は、選定審査会会長が当該同点者の順位を決定する。
- ② 提案者が1者の場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該提案者を契約の相手方として選定する。
 - ③ 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション審査を令和7年1月21日（火）に実施予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する（1月17日（金）の予定）。プレゼンテーション審査は非公開で行う。
 - ④ 選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する（1月22日（水）の予定）。
 - ⑤ 非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。
 - ⑥ 参加意向申出書の提出後、企画提案書等の提出を辞退する場合は、令和7年1月14日（火）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（2）契約について

- ① プレゼンテーション審査を経て選定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次点の者と契約締結の協議を行う。
- ② 参加意向申出書や、企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところに準ずる。
- ④ 選定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、選定された者と契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。この場合において契約の相手方は、ムジークフェストなら実行委員会に対して損害賠償金を納付しなければならない。

- 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してるとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、甲が甲との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（3）契約の保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付することとする。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項の各号に該当する者であるときは、契約保証金を免除する。

（4）その他

採択された提案は、契約の相手方を選定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて甲との協議のもと、業務にあたるものとする。

9. その他

- （1）この公募型プロポーザルへの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書等は返却しない。内容の審査以外に企画提案書等を提出者に無断で使用しない。
- （3）提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- （4）選考結果として企画提案書等を提出した者の名称及び審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- （5）選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- （6）募集及び契約については、ムジークフェストなら実行委員会の都合により中止することがある。なお、その場合発生する損害については実行委員会では負担しない。
- （7）本業務の詳細事項及び進め方等については、ムジークフェストなら実行委員会の指示に従うこと。
- （8）履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

参考（日程）

手続等	期間・期日・期限	場所、提出方法
説明書・仕様書の交付	令和7年1月15日（水）まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） 奈良県文化振興課ホームページに掲載又は上記課で交付
提案書に関する質問の受付期間（様式2）	令和6年12月23日（月）12時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） ※電子メールにて受付。電話にて送付した旨を連絡すること。
参加意向申出書等の受付（様式1）	令和7年1月10日（金）17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） ※持参、郵送または電子メールにて受付 ※郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
参加資格有無の通知	令和7年1月14日（火）（予定）	
提案書提出期限	令和7年1月15日（水）17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） ※持参または郵送 ※提案書の提出を郵送する場合は書留郵便に限る。 ※郵送の場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
プレゼンテーション審査	令和7年1月21日（火）	時間詳細は、後日、対象者に対し連絡予定
選定または非選定の通知	令和7年1月22日（水）（予定）	

ムジークフェストなら実行委員会（奈良県地域創造部文化振興課内）
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁 4 階）
TEL 0742-27-8917（直通）
メール musik@naraken.com